

4 教育費

4 教育費

(問 6－42) 教育扶助の対象及び支給方法

教育扶助の対象と支給方法について、示されたい。
また、他法他施策、生業扶助（高校等就学費）との関連については、どのような
なっているか。

教育扶助は、被保護世帯の子弟の義務教育就学について、経済的な側面から援助することによって、当該世帯における就学義務の履行及び最低生活保障を行うための制度である。

したがって、対象となる児童の有無及び計上すべき額について適確に把握したうえで、認定すること。

なお、義務教育課程の就学に係る援助の制度としては、学校教育法第 25 条および第 40 条にもとづき市区町村が行う就学援助、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和 29. 6. 1 法律第 114 号）」による盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励などがある。

上記の就学援助については、適用関係上、生活保護の教育扶助と重複する部分については、教育扶助の基準計上を優先することとなる。なお、就学援助の内容は市区町村によって異なり、教育扶助の対象とならない費目（修学旅行費、校外活動費、体験学習費、卒業アルバム費用など）が就学援助で支給されることがある。それらが被保護者に支給された場合は、課長問答第 6 の 40（2）－オー（イ）に該当するものについては収入認定除外とする。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励については、生活保護法第 4 条第 2 項に規定する「他の法律に定める扶助」に該当することから、就学奨励費の支給を優先することになる。この場合は、教育扶助の基準と比較して不足する部分についてのみ、教育扶助費を計上することとなる。（但し、生活扶助費の「入学準備金」については、就学奨励費の「新入生用品費」よりも支給時期が早いことから、生活扶助費の方を優先させて適用している。）

また、義務教育課程修了後、高校等に進学する場合には、生業扶助〔技能修得費（高校等就学費）〕の支給ができる場合があるが、これは、教育扶助とは性格が異なっているため、一時扶助としての位置付けとなるため、申請によって扶助を行うことになるので留意すること。

生業扶助（高校等就学費）については、『就学扶助』の問答での説明を参照のこと。

(問 6－43) 一括交付した教育扶助費の返還

被保護者が学用品等を購入するために一時に経費を必要とする時は、当該学期の月数分の範囲内で一括交付が認められているが、一括交付を行った後に保護が停廃止となった場合は、精算手続をしないものとして取り扱ってよいか。

一括交付の取扱いは、学用品、通学用品等の需要の実態に配慮したものである。したがって、一括交付された教育扶助費は保護受給中に消費済みであると考えられる。それゆえ、一括交付した後、交付に係る期間内に保護の停廃止の処分が行われたとしても、当該交付した扶助費については、原則として、返還の措置は要しないものである。

なお、他からの移管ケースについては、重複して教育扶助を適用することのないよう注意する必要がある。

(問6-44) 私立小・中学校での就学

世帯員の中に私立小・中学校に就学している者のある世帯から保護申請があった。明らかに保護を適用すべき状況と認められたが、被保護世帯の世帯員が、私立小・中学校での就学を継続することは認められるか。また、教育扶助基準の認定はどうなるか。

義務教育については公立学校において修了することができるため、私立小・中学校での就学は、生活保護法の趣旨及び地域との均衡から、原則として、認められない。ただし、既に私立小・中学校に就学している者のある世帯から保護の申請があった場合で、当該児童・生徒が最終学年にある等、直ちに転校させることが適当でないと認められるときには、その学年末又は学期末までの就学を認めることができる。また、特待生制度や経済的な理由による減免措置を講じている学校において、これらの制度を活用することにより授業料等が全額減免される場合であって、引き続き就学することが将来の自立に有効であると認められる場合には、制度の活用中は就学を認めることができる。

この場合、教育扶助は基準額（一般基準及び特別基準）を計上することとし、学校給食費及び教材代は、その者の居住する校区の公立学校の基準を限度として必要な額を認定する。

また、通学のための交通費については、それが私立小・中学校に通学するために生じる需要である場合には、認められないものである。

なお、公立学校に転校させることが適当であると認められた場合は転校の助言を行うこととなる。但し、当然ながらその助言に従わないことをもって法第27条第1項に基づく文書指示をし、保護の停廃止を行うことはできない。その期間中の教育扶助の認定は、上記と同様の取扱いとする。

いずれの場合においても、被保護世帯員が私立小・中学校に通学する間は、その就学費用が何によって賄われることになるかについて、十分な把握を行うこと。

(問6－45) 居住する地域での学校選択制が認められている場合の取扱い

保護受給中の世帯から、世帯員の就学にあたって、公立の小・中学校について居住する地域で複数の学校の中から就学先の選択が可能であるが、自宅から最も近い学校を必ず選択しなければならないか、離れた場所の学校を選択した場合には、通学交通費は扶助の対象とならないかという相談があった。

どのような取扱いを行うべきか、教育扶助費の計上方法と併せて、それぞれ、示されたい。

昨今、公立学校において地域での学校選択が行える自治体が増えつつある。義務教育に関する内容、程度及び範囲については、それぞれの法令によって定められているところによるものである。地域内のどの公立学校において義務教育課程を修了するかについて、就学通知等の際、予め選択ことができることが明らかであれば、その選択についても教育の機会均等の実質的内容と理解されるものである。すなわち、被保護世帯の就学児童が選択の結果、就学する公立学校を決めたのであれば、その学校への就学が現実に認められる限り、当該公立学校に就学するために必要な最小限度の費用について、扶助の対象として取扱うべきである。

したがって、通学交通費が必要となる場合については、最も経済的かつ合理的な手段によって必要とされる実費を計上して差し支えない。

(問 6－46) 公立の中等教育学校での就学

被保護世帯の世帯員から、公立の中等教育学校に就学したい旨の相談があった。選考の結果、入学が許可された場合には、就学時に必要な費用について教育扶助の対象としてよいか。

中等教育学校は、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して行う学校で前期課程 3 年が中学校相当、後期課程 3 年が高等学校相当に区分される 6 年制の学校である。

公立学校の中等教育学校においては、費用負担について私立中学校での就学の場合のように地域との均衡についての問題が生じにくいことから、就学を認めて差し支えない。

したがって、義務教育課程にあたる前期課程 3 年については、教育扶助の対象として、後期課程 3 年については、生業扶助（高校等就学費）の支給の対象に含めて検討することになる。後期課程 3 年間については、授業料の減免や他法他施策で利用できる制度を活用したうえで、生業扶助（高校等就学費）の適用が認められる部分については、申請により認定された高校等就学費を支給することが可能である。

(問 6－47) **教育扶助の適用年齢**

教育扶助の適用年齢について示されたい。

教育扶助は、原則として、学校教育法により義務教育として課されている満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間の児童・生徒に適用するものである。

ただし、学校教育法第23条の規定により、就学義務の猶予又は免除を受けたため、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでに義務教育が終了しておらず、引き続き中学校又は盲学校の中等部に在学する場合及び海外からの帰国子女が昼間の中学校に在学する場合は、その期間中教育扶助を適用することができる。

(問6-48) 夜間中学校に在学する者の取扱い

夜間中学校に在学する者に対する就学費用の取扱いについて示されたい。

被保護世帯に夜間中学校に在学する者がある場合、その就学費用については次のとおり取り扱う。

1 収入を得ている者

高等学校に就学する者の例（次官通知第7の3の(3)のク）により、当該収入のうち夜間中学校で就学するために要する費用について収入として認定しないものとして取り扱う。

2 収入のない者

夜間中学校に就学することが自立助長に効果的であると認められる場合に限り、夜間中学校で就学するための費用として教育扶助を認定することができる。

なお、都内の夜間中学校の入学については、国籍に関係なく、①学齢を超過していること、②義務教育が未修了であること、③都内に居住(又は在勤)していることの3点が要件となっている。

都ブロック会議・平成7年春